出　生　届

届出日を記入

令和　7　年　7　月　1　日届出

在オマーン日本国　大 使 殿

受理	令和　年　月　日 第　号		

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

必要事項をボールペンで記入する。修正時は二重線で訂正する。修正ペン等の利用は認められない。

(1)	生まれた子	子の氏名（フリガナ）	ガイム　アヤ 氏：外務　名：彩	父母との続き柄	☑嫡出子　□嫡出でない子　（長　□男　☑女）
(2)		生まれたとき	令和　7　年　6　月　12　日　□午前　☑午後　0　時　30　分		
(3)		生まれたところ	オマーン国マスカット市バウシャル		
(4)		住所	オマーン国マスカット市マディーナトアルスルタンカーブース通り1234番A102号室 世帯主の氏名：アルラワヒ, ハムードジャマールサーリム　世帯主との続き柄：子		
(5)	生まれた子の父と母	父母の氏名 生年月日 （子が生まれたときの年齢）	父　アルラワヒ, ハムードジャマールサーリム 1992　年　5　月　1　日（満　33　歳）	母　外務　花子 平成　7　年　2　月　2　日（満　30　歳）	
(6)		本籍及び国籍	東京都千代田区霞が関2丁目2　番地　番 筆頭者の氏名：外務　花子	父の国籍：オマーン	母の国籍：日本
(7)		同居を始めたとき	令和　6　年　4　月（結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください）		
(8)		子が生まれたときの世帯のおもな仕事と	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約者は5） ☑4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯		
(9)		父母の職業	（国勢調査の年…　年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください） 父の職業	母の職業	
	その他		日本国籍を留保する　署名（※押印は任意）　外務　花子　印 出生地の地番は明らかでない。		
	届出人		□1. 父　☑1. 母　□2. 法定代理人（　）　□3. 同居者　□4. 医師　□5. 助産師　□6. その他の立会者　□7. 公設所の長		
		住所	(4)欄に同じ		
		本籍	(6)欄に同じ　番地　番　筆頭者の氏名：(6)欄に同じ		
		署名（※押印は任意）	外務　花子　印　平成　7　年　2　月　2　日生		

事件簿番号	

（届出人の連絡先及び電話番号　Email: y12345@m*f.com, Tel: +968-1234-5678　）

記入の注意

1. 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. 子が生まれた日からかぞえて3か月以内に出生地の大使館または、(総)領事館に出してください。
3. **外国で生まれ、出生によって外国の国籍をも取得した子**について、日本国籍を留保しようとするときは、**3か月以内**に届出を行わないと受理できなくなりますので、届出が遅れないよう特に注意してください。この場合は、必ず**父か母**（又は子の法定代理人）が届出人となってその他欄の**「日本国籍を留保する」欄に署名**してください。
4. 子の名は常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。
5. □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
6. 生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に書かれますので、くわしく国名から番地まで書いてください。病院名を書く必要はありません。
7. 国籍に代えて地域を記載することができます。①台湾、②パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）
8. 日本人父または母について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書いてください。父の国籍と母の国籍をそれぞれ書いてください。
9. 子の父または母がまだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、「その他」欄に希望する本籍を書いてください。
10. 届書は2通出してください。
11. 日本国籍を留保し重国籍となった者は**20才までに**日本国籍を選択し、外国籍を放棄する旨の宣言を行わないと**日本国籍を喪失する**ことがありますので、注意してください。
12. 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

届出人：届出する人のいずれかの□にチェックを入れる。
署名欄：届出をコピーして2部提出する場合は、署名欄は空欄にしてコピーし、各部に自筆で署名する。
生年月日：届出人が日本人の場合は和暦で、外国人の場合は西暦で記入する。

両親のどちらかが外国籍の場合の記入例

（1）子の氏：日本人父又は母の戸籍上と同じ氏を記入する。出生証明にオマーン人親の氏が記入されている場合でも、出生届出上の子の氏は戸籍筆頭者である日本人親の氏となる。
子の名：常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなのいずれか。アルファベット、及び「・」「-」等の記号は使用できない。出生証明に記載の名と異なる名で届け出る場合は、その他欄を参照。

（2）生まれたとき：年は和暦、時間は「午前」「午後」にチェックを入れて、12時間表記で記入する。（夜中12時は午前0時、昼の12時は午後0時）

（3）生まれたところ：出生証明書にMuscatと記載されていれば、「オマーン国マスカット市」と都市名まで、Bawshar等と地区名まで記載されていれば、記入例のように地区名まで記入する。

（4）住所：日本式に国名から番地までカタカナで記入する。
世帯主の氏名：外国人の場合の氏名は、姓「，」(コンマ) 名(First name→ Middle name)の順でカタカナで書く。「・」「-」等の記号は用いない。
世帯主との続き柄：世帯主が父か母であれば「子」、出生子の父の父（祖父）が世帯主であれば「子の子」と記載する。

（5）父母の氏名：戸籍に記載されているとおりの表記で記入する。外国人の場合は上記「世帯主の氏名」と同様。
生年月日：外国人は西暦で、日本人は和暦で書く。

（7）同居を始めたとき：和暦で記入する。

（9）父母の職業：国税調査が行われる、西暦の末尾が0か5の年の4月1日～翌年3月31日の間に届け出る場合のみ記入する。

日本国籍を留保する：出生により外国籍を取得する子について（父親がオマーン国籍者の場合は該当）、日本国籍を留保する場合は、父か母がこの欄に署名する。当欄に署名の上、出生の日を含めて3か月以内に届出をしなければ、出生のときにさかのぼって日本の国籍を喪失するので、要注意。届出をコピーして2部提出する場合は、署名欄は空欄にしてコピーし、各部に自筆で署名する。

その他：オマーンで出生した場合、通り名や番地までの正確な住所情報が出生証明書に記載されないため、「出生地の地番は明らかでない」と記載する。

出生証明書に記載の名と別の名で出生届を出す場合（例：出生証明書にはAyaとのみ記載されているが、オマーンでの名前にしたがい届け出る場合）、当欄に「出生証明書にはアヤと記載されているが、出生届の子の名は彩ハムードジャマールサーリムと届け出る。」と記載する。

届出人の連絡先及び電話番号：本籍地役場からの照会に備え、Eメールアドレス、電話番号を記入する。